

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	ぼたん園除草作業 委託（閉園後）	令和 6 年 7 月 1 日から 令和 6 年 7 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092-1 番地	令和 6 年 7 月 1 日	544,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
2	しゃくやく園除草 作業委託（閉園後）	令和 6 年 7 月 29 日から 令和 6 年 8 月 28 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092-1 番地	令和 6 年 7 月 29 日	282,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
3	林道嘯土原線・カラ カサ峠線草刈等作 業委託	令和 6 年 7 月 1 日から 令和 6 年 8 月 30 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092-1 番地	令和 6 年 7 月 1 日	952,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。